

○北海道警察職員に対する被服貸与規程

北海道警察本部訓令第2号
平成23年3月18日

改正 令和3年3月3日北海道警察訓令第3号

北海道警察職員に対する被服貸与規程を次のように定める。

北海道警察職員に対する被服貸与規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、北海道警察職員（以下「職員」という。）に対する被服の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与職員の範囲)

第2条 被服は次の各号に掲げる職員に対し、貸与するものとする。

- (1) 音楽隊及びカラーガード隊の隊員
- (2) 保健師及び健康管理医
- (3) 警察用船舶の運航に従事する職員
- (4) 警察用航空機の運航に従事する職員
- (5) 鑑識業務に従事する職員
- (6) 運転免許の技能試験に従事する職員

2 北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、職員の勤務の性質により必要があると認める場合には、前項各号に掲げる職員（以下「貸与職員」という。）以外の職員に対し、被服を貸与することができる。

(被服の貸与)

第3条 職員に貸与する被服の品目、員数及び使用期間は、別表第1のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合には、警察本部長は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

2 被服の貸与は、貸与職員となった場合又は貸与した被服の使用期間が満了した場合に行うものとする。

3 被服の貸与は、現品をもって行うものとする。

(被服の仕様等)

第4条 貸与職員に貸与する被服の色、地質及び仕様は、別表第2のとおりとする。

(被服の着用)

第5条 被服の貸与を受けている職員が職務に従事する場合は、当該貸与された被服を着用するものとする。ただし、当該職員の所属長が別に指示する場合は、この限りでない。

2 被服の貸与を受けている職員は、必要がある場合には、防寒服又は雨衣を着用することができる。

(着用期間)

第6条 被服の着用期間は、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号）第3条に規定する着用期間とする。ただし、気温の状況等特別の事由がある場合には、所属長はその着用期間を伸縮することができる。

(被服の返納)

第7条 被服の貸与を受けている職員は、離職、配置換え等により被服の貸与を受ける必要がなくなった場合又は被服の使用期間が満了した場合には、当該被服を速やかに所属長に返納しなければならない。

2 前項の規定による被服の返納を受けた所属長は、使用期間が満了した被服又は破損若しくは汚損により使用に耐えない被服を廃棄する場合は、これを再利用できないように処分するものとする。

(亡失等の処理)

第8条 被服の貸与を受けている職員は、被服を亡失若しくは損傷したとき、又は盗難の被害に遭ったときは、速やかに当該職員の所属長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた所属長は、貸与被服亡失等報告書(別記第1号様式)をもって、速やかに警察本部長に(札幌方面以外の方面の所属長は、当該方面本部長を通じて警察本部長に)報告しなければならない。この場合において、亡失し、又は盗難の被害に遭った被服が上衣又は帽子のときは、別に定める監察関係事案の即報要領により報告するものとし、貸与被服亡失等報告書による報告を省略することができる。

(代品の貸与等)

第9条 所属長は、被服の貸与を受けている職員が被服を亡失若しくは損傷した場合又は盗難の被害に遭った場合には、当該被服の品目及び員数と同一の被服を代品として貸与するものとする。この場合において、その亡失、損傷又は盗難が本人の故意又は重大な過失によるときは、亡失、損傷又は盗難被害に係る被服と同一の被服をもって弁償しなければならない。

2 代品として被服の貸与を受けた職員は、亡失又は盗難被害に係る被服が発見された場合は、所属長に返納しなければならない。

(貸与簿の作成)

第10条 所属長は、所属に被服貸与簿(別記第2号様式)を備付け、必要事項を記入し、常に整理しておかなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

2 北海道警察の一般職員に対する被服貸与規程(昭和53年北海道警察本部訓令第7号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和3年3月3日から施行する。

※ 別表、別記様式は省略